

令和 6 年度防府市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図るための方針を定めるものである。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市のすべての組織（以下「各部局等」という。）とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる施設は、市内に所在する次の就労支援施設等とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（２）障害者を多数雇用している企業

ア 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

イ 政令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

（３）在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

5 調達目標

令和 6 年度の物品等の調達目標は、別紙のとおりとする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次の取組を行う。

(1) 情報確認及び情報の提供・共有

障害者就労施設等からの調達が円滑に進むよう、障害福祉課は、各施設等が提供することができる物品等の情報を確認のうえ、各部局等に情報を提供し、共有する。

(2) 受注機会増大のための措置

各部局等は、物品等を調達しようとするときは、前例にとらわれず、障害者就労施設等からの調達が可能であるか発注に先立ち検討するとともに、調達に当たり、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるように次の観点についても配慮することとする。

ア 可能な限り分離発注する等、発注方法に配慮するように努める。

イ 物品等の仕様や納期等については、障害者就労施設等と十分に調整するよう努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随意契約を積極的に活用するように努める。

7 発注予定調査及び調達実績の取りまとめ

(1) 障害者就労施設等への発注予定のものについては、毎年度、障害福祉課が新年度予算編成後に各部局等に発注予定調査を行うものとする。

(2) 調達実績については、障害者優先調達推進法第 9 条第 5 項の規定に基づき、会計年度終了後に、障害福祉課で調達の実績の概要

を取りまとめ、公表するものとする。

8 方針に関する担当窓口

この調達方針に関する主たる担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。

9 その他

- (1) 各部局等において、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取組を推進し、可能な限り施設等からの物品等の調達を行うよう努める。
- (2) 予算の執行に当たっては、適正な執行に留意し、物品等の調達に関する他の施策等との調和を図るよう努める。
- (3) 物品等の契約に当たっては、防府市財務規則等の定めによるものとし、随意契約に係るものについては、財務規則等の規定により、発注や契約等について公表すること。
- (4) 各部局等において、外郭団体や市から業務を受託した指定管理者に対し、障害者優先調達推進法の趣旨について理解させるよう、周知に努めること。

(別紙)

令和 6 年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

○目標とする金額

令和 6 年度においては前年度実績額を基準とし、可能な限りそれを上回るように努めるものとする。

○全体の調達目標

目標金額：7,500 千円

(参考：令和 5 年度調達実績額：約 7,447 千円)

○個別の調達目標

(単位：千円)

区分	目標金額	事業内容
物品	330	干支土鈴・花苗の購入 等
役務	7,170	帳票印刷、公園除草・清掃、市営住宅清掃、樹木管理 等